

事務連絡
令和7年3月28日

各都道府県市町村税担当課 }
東京都主税局固定資産税課 } 御中

総務省自治税務局固定資産税課

地方税法による調査のための登記情報の電子データによる提供について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、登記所が所有している登記情報のうち、不動産番号等の電子データを一括出力することについて提案がありました。

地方税法による調査を実施するに当たり、登記情報が必要な場合には、地方公共団体からの要望を踏まえ、登記所において電子データの提供を行っているところですが、別添1記載のとおり「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和6年12月24日に閣議決定され、この度、地方税法による調査のための登記情報の電子データによる提供について、その取扱いについて下記のとおり改めて統一を図ることとされ、別添2のとおり、法務省から周知依頼がありましたので、お知らせいたします。なお、当該情報については、登記情報連携システムを使用して依頼・提供することが可能です。

また、本内容については、法務省から法務局及び地方法務局に対し、事務連絡が発出されていますので、申し添えます。

各都道府県市町村税担当課におかれましては、管内市町村に共有していただきますよう、お願いいたします。

記

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の11の規定に基づき、地方税法第1条第1項第3号に規定する徴税吏員から、地方税法による調査（固定資産税賦課徴収業務の調査のために不動産番号を含む登記情報の電子データが必要である場合を含む。）のため、不動産番号を含む登記情報の電子データの提供依頼があった場合には、これに応ずることができる。

令和 6 年 地方分権改革に関する提案募集の概要（関連部分抜粋）

【提案事項（整理番号 100）】

登記所が所有している登記データの一括出力機能の追加

【求める措置の具体的内容】

登記所が所有している登記データのうち、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報を、登記所において一括出力し通知する機能又は環境を整備すること。

【具体的な支障事例】

令和 7 年度までの標準化が予定されている税務システムにおいて、地方税法第 382 条の規定に基づく登記所から市町村長への通知（電子データ）は、不動産番号をキーとして「税務システムの土地登記情報マスタ（固定資産税課税台帳等）に自動で反映されること、紐づけできない等の理由で自動反映されない場合は手動で反映できること」が機能要件となっている。また、帳票「固定資産税課税台帳（閲覧用）」には不動産番号欄が設けられており、この欄は「納税義務者から確認を求められるケースが多いとの意見を踏まえて追加した」という経緯があるところである。

これらの運用にあたっては、地方税法第 382 条の規定に基づく登記所から市町村長への通知によって、不動産番号をシステムに随時登録することもできるが、通知される不動産番号はあくまで登記の異動等がキーとなることから、異動がない物件の不動産番号は通知されない。令和 7 年度までの間に不動産番号をあらかじめ整備し、一括登録することが移行後の安定的な運用につながるものと解しており、膨大な登記データを円滑かつ効率的に整理するためには、不動産番号及び固定資産課税台帳への紐づけに必要な情報をデータとして一括出力し通知いただくことが必要不可欠である。

【令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）】

不動産番号を含む登記情報については、令和 7 年度までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る税務システムの円滑な運用に資するよう、登記所から地方公共団体への情報提供の方策を検討し、登記所及び地方公共団体に令和 7 年中に通知する。

事 務 連 絡
令 和 7 年 3 月 2 8 日

総務省自治税務局固定資産税課長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

地方税法による調査のための登記情報の電子データによる提供について平素より、所有者不明土地対策を始めとする法務行政の運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、地方税法による調査を実施するに当たり、登記情報が必要な場合には、地方公共団体からの要望を踏まえ、登記所（法務局）において電子データの提供を行っているところ、固定資産税賦課徴収業務の調査のため不動産番号を含む登記情報の電子データが必要である場合も同様に対応を行っていますが、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）により、その取扱いについて改めて統一を図ることとされました。

今般、「地方税法」（昭和25年法律第226号）第20条の11の規定に基づき、地方税法第1条第1項第3号に規定する徴税吏員から、地方税法による調査（固定資産税賦課徴収業務の調査のために不動産番号を含む登記情報の電子データが必要である場合を含む。）のため、不動産番号を含む登記情報の電子データの提供依頼があった場合には、これに応ずることができる旨を、改めて各法務局及び地方法務局に周知しましたので、地方公共団体への周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、当該情報については、登記情報連携システムを使用して依頼・提供することができますので、併せて周知願います。